第百七十一条第一項中「第８項」を「第９項」に改め、同条に次の一項を加える。

９　貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車及び被牽引自動車を除く。）であって車両総重量が８ｔを超えるもの及び貨物の運送の用に供する普通自動車（第５輪荷重を有する牽引自動車に限る。）であって車両総重量が13ｔを超えるものには、次に掲げる基準に適合する前方障害物との衝突による被害を軽減することができる装置を備えた制動装置を備えなければならない。

一　衝突被害軽減制動制御装置の作動中、確実に機能するものであること。この場合において、衝突被害軽減制動制御装置の機能を損なう改変が行われているものは、この基準に適合しないものとする。

二　別添113「衝突被害軽減制動制御装置の技術基準」の2.23.に規定する解除装置を備える場合は、解除装置により衝突被害軽減制動制御装置が作動しないことを確認するための表示が適正に作動すること。

第百七十七条第二項二号中「協定規則第100号改訂版」を「協定規則第100号改訂版補足改訂版」に改める。

第百八十条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、指定自動車等に備えられている突入防止装置若しくはこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置若しくはそれより後方に備えられた突入防止装置、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置又は国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置であってその機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

第百八十条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるものに備える突入防止装置」を「前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置」に改め、同号後段及びイからハまでを削り、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であること。

第百八十条第二項中第二号を削り、同項第一号中「貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が3.5ｔを超えるものに備える突入防止装置」を「前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置」に改め、同号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　自動車（貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車両総重量が3.5ｔ以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。ただし、除雪に使用される自動車に備える突入防止装置であって、その自動車の構造上取り付けることができないものにあっては、次に掲げる基準を可能な限り満たすように突入防止装置を取り付ければよいものとする。

イ　突入防止装置は、構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100㎜までの間にあること。ただし、当該装置が後車軸の幅を超える車体の構造部として構成されている場合は、突入防止装置の幅が後車軸の幅を超えることができる。

ロ　構造部の平面部に隙間がある場合においては、その隙間の長さの合計が200㎜を超えないこと。

ハ　突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550㎜以下となるように取り付けられていること。

ニ　突入防止装置は、その平面部と空車状態において当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となるように取り付けられていること。ただし、労働安全衛生法施行令第１条第１項第８号に規定する移動式クレーンに備える突入防止装置にあっては、車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上2,000㎜以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450㎜以下となるように取り付けられていればよい。

ホ　突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

第百八十四条第一項第二号イ及びロ中「とは」の下に「、運行中に使用する座席であって」を加え、「座席中心線」を「座席中心面」に改め、同号ハ中「上記イ及びロ以外のもの」を「運行中に使用する座席であって、車両中心線に直交する鉛直面と座席中心面との角度が左右10度以内となるよう車両の側方に向いているもの」に改め、同項第四号中「10人以上の自動車」を「10人以上の自動車（立席を有するものに限る。）、幼児専用車、福祉タクシー車両」に、「は除く」を「を除く」に、「前向き又は後向きに設けられたものであること」を「横向きに設けられたものでないこと。ただし、乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量10トンを超えるものに横向きに備えられた座席であって、指定自動車等に備えられている座席及び座席取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられたもの若しくは法第75条の２第１項の規定に基づく型式の指定を受けた座席及び座席取付装置又はこれに準ずる性能を有するものであって、その強度を損なうおそれのある損傷のないもの及び乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれのある損傷のないものにあっては、この限りでない」に改める。

第百九十六条第一項中「協定規則第123号改訂版補足改訂版6.3.及び7.」を「協定規則第123号の技術的な要件（同規則改訂版補足第２改訂版の規則6.3.及び7.に限る。）に定める基準」に改める。

別添五十一一１・中「あっては」の下に「、3.18.3.の規定中「適合するものでなければならない」とあるのは「適合するものでなければならない。ただし、自動車の運搬を行うため使用される自動車であって、自動車の構造上これによりがたい場合にあっては、前段の規定にかかわらず、取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準を可能な限り満たすように灯火等を取り付ければよいものとする」と、3.19.1.の規定中「取り付けている場合」とあるのは「取り付けている場合（自動車の構造上これによりがたい場合にあっては、取付位置、幾何学的視認性、色及び光度に係る基準を可能な限り満たすように灯火等を取り付けている場合）」と」を加え、同別添２・５・１・１・３・中「含み、工具を使わない限り光源固定装置から取り外すことができないものであって、他のいかなる交換式光源とも物理的な互換性を有しない」を「含んだ」に改め「をいう」の下に「。この場合において、光源モジュールには、１個以上の交換式光源ホルダーを含んでもよいものとする」を加え、同別添２・５・１・１・７・中「をいう」の下に「。この場合において、ＬＥＤモジュールには、１個以上の交換式光源ホルダーを含んでもよいものとする」を加え、同別添２・５・１・２・中「をいう」の下に「。この場合において、光源電子制御装置は、光源又は灯火と一体でなくてもよいものとする」を加え、同別添２・５・１・２・１・中「をいう」の下に「。この場合において、バラストは、光源又は灯火と一体でなくてもよいものとする」を加え、同別添２・５・２６・を次のように改める。

2.5.26.　「目標光束」とは、以下に定めるものをいう。

⑴　光源の場合であって、標準電球にあっては協定規則第37号又は協定規則第99号のデータシートに、定格電球にあってはＪＩＳ　Ｃ7506のデータシートに記載された、公差を含まない目標光束値を、定格電球及び標準電球以外の電球の場合にあっては灯火等の製作者が定める光束設計値をいう。

⑵　ＬＥＤモジュールの場合にあっては、灯火等の製作者が定める光束設計値をいう。

別添五十一一３・１９・１・中「作動させることができる」を「取り付けている」に改める。

別添五十一一３・２３・中「灯火等」を「協定規則第37号に適合する光源、ＪＩＳ　Ｃ7506に適合するフィラメント光源又は定格電球以外の電球であって灯火等の製作者が交換式光源として製作したフィラメント光源を有する灯火等」に改め、同別添３・２３・ただし書及び各号を削り、同別添３・２３・の次に次を加える。

3.23.1.　光源モジュールが、協定規則第37号に適合する光源、ＪＩＳ　Ｃ7506に適合するフィラメント光源又は定格電球以外の電球であって灯火等の製作者が交換式光源として製作したフィラメント光源の交換式光源ホルダーを含んでいる場合は、当該光源は3.23.の規定により交換式でなければならない。